

定例監査の結果

1 監査の期間

平成29年 9月19日から平成29年10月24日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

子ども部子育て支援課及び家庭児童支援課

・幼稚園（平坂）

・保育園（白ばら、西野町、寺津、巨海、一色、一色西部、横須賀、吉田、東幡豆）

(2) 対象期間

平成29年 4月 1日から平成29年 7月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 子育て支援課

ア 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約する理由が不明確なものがあった。

事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

イ 公印の使用について、決裁文書を公印管守者に提示せずに使用しているものがあった。

公印の重要性を認識し、適正な事務をされたい。

ウ 年次休暇及び特別休暇の承認における専決区分で、課長補佐が配属されている場合の主査級以下に係るものについて、課長補佐でなく課長が専決者となっているものが散見された。また、職務専念義務の免除における専決区分において、専決者を誤っているものが散見された。

西尾市決裁規程に則った事務処理をされたい。

エ 児童クラブ入会申請書について、入会要件を確認するための就労証明書や在学証明書の添付のないものや、就労証明書に必要な記載事項のないものがあった。

就労証明書や在学証明書は、対象児童であるかを確認する重要な書類であるため、適正な事務処理をされたい。

(2) 家庭児童支援課

ア 契約事務において、個人情報取扱いに関する特記仕様書で定められた作業責任者等及び作業場所の届の提出を受けていないものがあった。

事務の執行にあたっては、基本的な事務取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

イ 出張命令及び復命の受理における専決区分で、課長補佐が配属されている場合の主査級以下に係るものについて、課長補佐でなく課長が専決者となっているものが散見された。

西尾市決裁規程に則った事務処理をされたい。

(3) 幼稚園、保育園等

なし